

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

## 区分Ⅰ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	定期検査における制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットの点検後の復旧作業として、制御棒駆動水の元弁を開操作したところ、制御棒（46-19）が所定の挿入位置にない状態となったことを示す「制御棒ドリフト」警報が発生した。直ちに、制御棒の位置を確認したところ、全挿入されている制御棒のうち当該制御棒1本が全挿入位置からさらに挿入側に動作（過挿入）したものと判断した。今後、原因について詳細に調査する。	A s	3月26日公表済

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主排気筒排ガスフィルタ用差圧計に指示値不良が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
2	2号機	原子炉水溶酸素濃度計に指示値不良が認められたため、当該酸素濃度計を点検・修理	D	
3	2号機	復水脱塩装置（No. 1）脱塩塔の復水入口弁または復水出口弁の何れかのシートリークによると思われる給復水系の溶存酸素濃度高を示す警報の発生が認められたため、対応検討	D	
4	3号機	主復水器（C）の渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（2本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
5	3号機	主復水器ホットウェルレベルスイッチの点検において、動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを修理	D	
6	3号機	主発電機固定子冷却水処理装置用計器（3台）の点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換	D	
7	3号機	原子炉建屋3階制御棒駆動機構補修室入口扉にドアクローザのアーム固定用ボルトの外れが認められたため、ボルトを取付	D	
8	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）用軸受潤滑油フィルタ切替弁の点検において、組立て不良による動作不良が認められたため、当該弁を再点検後、正規に再組立て	D	
9	5号機	5号機硫酸貯槽への薬液移送作業において、当該硫酸貯槽用脱湿器の入口弁に動作不良（固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	5号機	主排気筒プロセス放射線モニタ装置のサンプリングフィルタ固定用のバンド締付ボルトのねじ穴摩耗による締付け不可が認められたため、当該ボルトを交換	D	
11	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）の点検において、No. 1軸受部の静電気放電用ブラシの長さ調整用ボルトが折損していたため、当該ボルトを交換	D	
12	6号機	高圧復水ポンプ（B）出口電動弁等（3台）の駆動部点検において、被覆付端子に割れ及びフレキシブル電線管と端子台に破損が認められたため、当該部品を交換	D	
13	6号機	循環水ポンプ（C）軸受潤滑水供給電磁弁の点検において、弁駆動部に動作不良が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	屋外設置のコンクリートハッチの点検において、吊り金具に腐食が認められたため、当該金具を修理	D	
15	6号機	非常用ディーゼル発電機（B）軽油タンク用レベル計の点検において、端子台固定ビスに破損が認められたため、当該ビスを交換	D	
16	6号機	第5給水加熱器（C）ドレンレベル調整器の点検において、確認用データの表示部に表示不良が認められたため、当該計器を修理	D	
17	6号機	高圧炉心スプレイ系駆動用ディーゼル発電機用No. 1エンジン出口排気温度計の取付部に締付不足が認められたため、当該部を修理	D	
18	6号機	高圧炉心スプレイ系駆動用ディーゼル発電機制御用空気圧縮機（A）の圧力指示計の点検において、圧力検出配管にエアリーク箇所が認められたため、当該配管を修理	D	
19	6号機	ほう酸水注入系テスト配管圧力調整弁の点検において、弁体シート面と弁棒フック部との境界部に浸食が認められたため、当該弁を交換	D	
20	6号機	補機冷却海水系ポンプ（A）の出口圧力計元弁に開閉不良（固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	6号機	非常用電気品室内空調機用ベルトより異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで